



令和8年度

ぬまたブランド農産物を募集します

ぬまたブランド農産物は、沼田市が自信を持って消費者に薦められる安心・安全で美味しい市内農産物やその加工品として認証された製品です。

令和8年度ぬまたブランド農産物募集

- 募集期間 令和8年6月1日（月）～令和8年10月30日（金）
- 対象商品 市内で生産された農産物、畜産物、林産物またはこれを主原料とした加工品
- 申請資格 農産物等の生産、加工品の製造、集荷販売のいずれかを行う市内に住所を有する個人、法人または団体等
- 応募方法 「ぬまたブランド農産物認証申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とあわせてぬまたブランド農産物認証委員会事務局まで申請してください（メール、郵送可）
※事前相談必須のため申請前に下記問合せ先までご連絡ください
- 審査方法 販売・流通関係者らで構成された認証委員が申請内容に基づき面接を行い、認証の可否を決定します

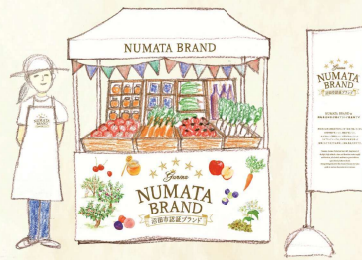
★ 認証を受けたときのメリット ★

市が認証することで商品の信頼性が確保されます
認証製品のPRや販路拡大・販売促進のための支援をします

申請様式のダウンロードや詳細については沼田市ホームページをご覧ください

問い合わせ先
ぬまたブランド農産物認証委員会事務局（沼田市経済部農林課内）
〒378-8501 沼田市下之町888番地

TEL 0278-23-2111 E-mail n-6zika@city.numata.lg.jp



認証要件 申請できる産品は次の要件にすべて該当する必要があります。

- (1) 申請産品が農産物等であるときは、法令等に則った適切な防除・施肥等が行われ栽培されていること
環境に優しい農業(環境保全型農業)に取り組むエコファーマーの認定対象作物等の場合は、認定導入計画通りに栽培されていること
- (2) 申請産品が加工品であるときは、(1)の要件を満たした農産物等を主原材料とし、食品添加物の使用を低減し健康に留意した生産がなされていること。製造場所は食品衛生法等の法令基準が遵守されていること
- (3) 申請産品に関する食品表示等の基準が満たされていること
- (4) 申請産品は、申請する日までに過去1年間の販売実績があること

認証基準 次の認証基準に基づき、選考いたします。

- (1) 本市の伝統や気候風土を活かした品種、栽培方法や技術等で生産がなされ、差別化が図られていること
- (2) 味や品質等に個性や特長があり、本市の農業振興及び地域活性化に資する商品であること
- (3) 商品のPR及び販路拡大に意欲的に取り組んでいること
- (4) 消費者からの問合せ等に対して真摯に対応し、情報提供体制の整備に努めていること
- (5) 計画的な製造または販売をしており、3年以上の安定した供給が見込めること

提出書類 様式第1号「ぬまたブランド農産物認証申請書」

《添付資料》

- (1) 共通...申請産品写真、販促物(チラシ等)、その他書類(認証書写し等)
- (2) 生鮮食品類...栽培指針、栽培履歴、圃場位置図
- (3) 加工品...成分表示等がわかる書類

※ 申請産品が加工品であっても主原材料である農産物等を自家生産している場合、(2)の書類を併せて提出すること

グッと、沼田そだちホームページでも詳細をご覧ください

